

令和7年度

移転資金貸付制度のご案内



ポイントその1

利率 年**0.149%**(固定金利)

※本金利は令和8年3月31日までに貸付が決定された場合に適用されます。

ポイントその2

貸付額 最大 **3,000万円**

※事情により特別貸付1,000万円まで加算あり

ポイントその3

返済期間 最長 **20年**

※返済期間は、無利息かつ返済不要となる最初の2年間を除いた期間です。

ポイントその4

最初の2年間 無利息かつ返済不要

ポイントその5

繰上償還 手続き費用**0**

※一部繰上返済は1回につき契約変更用の収入印紙200円が必要です。

今すぐシミュレーション!

貸付限度額 **お申込者の年収×25%×20年**

※貸付限度額はあくまでも目安です。(利息含む)

この制度は、東京都が施行する道路の整備、河川の改修や公園整備等の事業に御協力いただいた方の移転（生活再建）を、お手伝いするためのものです。



この制度の対象となる方

次のすべての要件を備えていることが必要です。

- ① 移転補償契約の締結後、1年を経過していないこと。
- ② 移転資金の調達が困難と認められること。
- ③ 借入金の返済能力が十分であること。
- ④ 確実な連帯保証人がいること。

連帯債務者

- ① 同一世帯員のうち、移転補償契約の対象でもある方が複数名いる場合は、その方々も連帯債務者になっていただきます。
- ② 借入希望額に対して、年収が不足する方は、移転先で同居する連帯債務者をたて、その収入を合算することができます。
- ③ 申込者が法人の場合は、その代表者を連帯債務者にさせていただきます。

借りられる金額

移転補償金では再建が困難な方に、不足する金額について貸付を行います。（貸付は10万円単位です。）

① 一般貸付（有担保）

補償金総額（営業補償・家賃減収補償等を除く。）の2分の1以内。（限度額 3,000万円）

上記の金額が500万円に満たないときは、500万円まで増額できます。

② 特別貸付（有担保）

移転が特に困難と認められるときに限り、①に加算できます。（限度額 1,000万円）

③ 無担保貸付

借家人で担保物件が無いときなどに限り認められます。

利息・返済・期間等

- ① 利息：年利0.149%（固定金利）
特定整備路線の整備に伴い移転等が必要となった方
※本金利は令和8年3月31日までに貸付が決定された場合に適用されます。
- ② 無利息かつ返済不要：2年間
- ③ 返済方法：元利均等で原則は月賦償還ですが、月賦償還と半年賦償還の併用等も可能です。
- ④ 返済期間：有担保貸付5年、10年、15年、20年の4種類
無担保貸付5年、10年の2種類
※返済期間は返済能力に応じ都の貸付審査会で決定します。
- ⑤ 繰上償還：一括または一部繰上返済が可能です。（手数料不要）
※一部繰上返済は契約変更用の収入印紙200円が必要です。

担保

- ① 移転先の土地、建物に第1順位の抵当権を東京都が設定します。
- ② 建物の火災保険金請求権に第1順位の質権を東京都が設定します。

連帯保証人

- ① 借入金を返済できる年収を有する方1名が必要です（年収が不足する場合は2名）。
- ② 原則として、年齢が申込時60歳以下の方。
- ③ 原則として、都内または隣接する県に住所を有している方。
※申込者と収入源が同一の方、既に本貸付を受けている方または保証している方は除きます。

申込み

移転補償契約を担当した建設事務所等の担当者にお申込みください。

返済金のめやす

（年利0.149%）

返済期間	返済回数 (年12回)	1か月ごとの返済額	
		借入金 1,000万円	借入金 3,000万円
5年	60回	167,298円	501,895円
10年	120回	83,960円	251,882円
15年	180回	56,182円	168,546円
20年	240回	42,293円	126,879円

